

付 議 第 1 号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3） 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第 号**高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則**

高知県教育委員会行政組織規則（昭和43年高知県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第37条の表中

「

| | |
|----|----------|
| 技師 | 技術に従事する。 |
|----|----------|

」

を

「

| | |
|-----|------------------|
| 技師 | 技術に従事する。 |
| 専門員 | 専門的な事務又は技術に従事する。 |

」

に改める。

第38条第2項中「技師」を「技師、専門員」に改める。

第39条第2項中「主任管理主事」を「専門企画員、主任管理主事」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の目的及び内容

平成 27 年度の組織見直しに伴い、教育委員会事務局に専門員を、教育機関に専門企画員を置こうとするものである。

2 施行期日

平成 27 年 4 月 1 日

新 旧 対 照 表
新 旧

第6章 職制

(職務)

第37条 前条に定めるもののほか、事務局職員及び教育機関職員のうちから命ずる次の表の左欄に掲げる職の職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 職 | 職務 |
|--------|--|
| 課長 | 課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 |
| 企画監 | 高度な専門的政策の企画及び総合調整の事務に従事し、当該事務に従事する所属職員を指揮監督する。 |
| 所長 | 所又はセンターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 |
| 館長 | 館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 |
| 部長 | 部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 |
| 副参事 | 特に高度の専門的な事務又は技術に従事し、当該事務又は技術に従事する職員を指揮監督するほか、特命の事務又は技術に従事する。 |
| 課長補佐 | 課長を補佐し、所属職員を指揮監督するほか、課相互間の連絡調整に当たる。 |
| 室長 | 室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 |
| 専門企画員 | 担任する専門的施策等の立案及び総合調整の事務に従事し、当該事務に従事する所属職員を指揮監督する。 |
| 次長 | 所長又は館長を補佐し、所属職員を指揮監督する。 |
| チーフ | 担任の事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。 |
| 主任管理主事 | 高度な学校管理の事務に従事し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。 |
| 主任指導 | 高度な教育に関する専門的事務に従事し、当該事務に従事す |

第6章 職制

(職務)

第37条 前条に定めるもののほか、事務局職員及び教育機関職員のうちから命ずる次の表の左欄に掲げる職の職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 職 | 職務 |
|--------|--|
| 課長 | 課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 |
| 企画監 | 高度な専門的政策の企画及び総合調整の事務に従事し、当該事務に従事する所属職員を指揮監督する。 |
| 所長 | 所又はセンターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 |
| 館長 | 館の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 |
| 部長 | 部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 |
| 副参事 | 特に高度の専門的な事務又は技術に従事し、当該事務又は技術に従事する職員を指揮監督するほか、特命の事務又は技術に従事する。 |
| 課長補佐 | 課長を補佐し、所属職員を指揮監督するほか、課相互間の連絡調整に当たる。 |
| 室長 | 室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。 |
| 専門企画員 | 担任する専門的施策等の立案及び総合調整の事務に従事し、当該事務に従事する所属職員を指揮監督する。 |
| 次長 | 所長又は館長を補佐し、所属職員を指揮監督する。 |
| チーフ | 担任の事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。 |
| 主任管理主事 | 高度な学校管理の事務に従事し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。 |
| 主任指導 | 高度な教育に関する専門的事務に従事し、当該事務に従事す |

| | |
|----------|---|
| 主事 | る職員を指揮監督する。 |
| 主任社会教育主事 | 高度な社会教育に関する専門的業務に従事し、当該業務に従事する職員を指揮監督する。 |
| 主任 | 高度の専門的な業務又は技術に従事し、当該業務又は技術に従事する職員を指揮監督する。 |
| 社会教育主事 | 社会教育に関する専門的業務に従事する。 |
| 管理主事 | 学校管理の事務に従事する。 |
| 指導主事 | 教育に関する専門的業務に従事する。 |
| 主幹 | 特定の業務又は技術に従事する。 |
| 主査 | 高度の業務又は技術に従事する。 |
| 主事 | 事務に従事する。 |
| 技師 | 技術に従事する。 |
| 専門員 | 専門的な業務又は技術に従事する。 |

(事務局に置く職員)

第 38 条 事務局に教育次長を置くほか、次の表の左欄に掲げる組織に、同表の右欄に掲げる職員を置く。

| 組織 | 職員 |
|------------|-------------------------------|
| 課 | 課長 課長補佐 チーフ |
| 教職員・福利課 | 企画監 |
| 高等学校課 | 企画監 |
| 高等学校課再編振興室 | 室長 |
| 教育事務所 | 所長 次長(必要があると認める教育事務所に限る。) チーフ |
| 青少年センター | 所長 次長 課長 チーフ |

2 前項に定めるもののほか、事務局の組織に、必要に応じ、参事、副参

| | |
|----------|---|
| 主事 | る職員を指揮監督する。 |
| 主任社会教育主事 | 高度な社会教育に関する専門的業務に従事し、当該業務に従事する職員を指揮監督する。 |
| 主任 | 高度の専門的な業務又は技術に従事し、当該業務又は技術に従事する職員を指揮監督する。 |
| 社会教育主事 | 社会教育に関する専門的業務に従事する。 |
| 管理主事 | 学校管理の事務に従事する。 |
| 指導主事 | 教育に関する専門的業務に従事する。 |
| 主幹 | 特定の業務又は技術に従事する。 |
| 主査 | 高度の業務又は技術に従事する。 |
| 主事 | 事務に従事する。 |
| 技師 | 技術に従事する。 |

(事務局に置く職員)

第 38 条 事務局に教育次長を置くほか、次の表の左欄に掲げる組織に、同表の右欄に掲げる職員を置く。

| 組織 | 職員 |
|------------|-------------------------------|
| 課 | 課長 課長補佐 チーフ |
| 教職員・福利課 | 企画監 |
| 高等学校課 | 企画監 |
| 高等学校課再編振興室 | 室長 |
| 教育事務所 | 所長 次長(必要があると認める教育事務所に限る。) チーフ |
| 青少年センター | 所長 次長 課長 チーフ |

2 前項に定めるもののほか、事務局の組織に、必要に応じ、参事、副参

事、専門企画員、主任管理主事、主任指導主事、主任社会教育主事、主任、管理主事、指導主事、社会教育主事、主幹、主査、主事、技師、専門員その他必要な職員を置く。

(教育機関に置く職員)

第 39 条 次の表の左欄に掲げる教育機関に、同表の右欄に掲げる職員を置く。

| 教育機関 | 職員 |
|----------|------------------|
| 教育センター | 所長 企画監 次長 部長 チーフ |
| 幡多青少年の家 | 所長 チーフ |
| 県立図書館 | 館長 次長 チーフ 司書 |
| 心の教育センター | 所長 次長 チーフ |

2 前項に定めるもののほか、教育機関の組織に、必要に応じ、専門企画員、主任管理主事、主任指導主事、主任社会教育主事、主任、管理主事、指導主事、社会教育主事、主幹、主査、主事その他必要な職員を置く。

事、専門企画員、主任管理主事、主任指導主事、主任社会教育主事、主任、管理主事、指導主事、社会教育主事、主幹、主査、主事、技師その他必要な職員を置く。

(教育機関に置く職員)

第 39 条 次の表の左欄に掲げる教育機関に、同表の右欄に掲げる職員を置く。

| 教育機関 | 職員 |
|----------|------------------|
| 教育センター | 所長 企画監 次長 部長 チーフ |
| 幡多青少年の家 | 所長 チーフ |
| 県立図書館 | 館長 次長 チーフ 司書 |
| 心の教育センター | 所長 次長 チーフ |

2 前項に定めるもののほか、教育機関の組織に、必要に応じ、主任管理主事、主任指導主事、主任社会教育主事、主任、管理主事、指導主事、社会教育主事、主幹、主査、主事その他必要な職員を置く。